

News Letter

第8号

 株式会社技術トランスファーサービス
秋山国際特許商標事務所

[2020年11月13日発行]

CONTENTS

- P1 視点：社内改革（報酬・組織・処理の仕方・筋肉質への組織及び働き方改革・人財活用・DX・テレワーク・官庁事業部）、お客様満足度の更なる向上
- P2 アセアン知財事情「模倣品の現状」
- P5 早期審査を利用した特許出願の登録率
- P6 登録調査機関部門 検索者のこぼれ話①（区分15：搬送分野）
- P7 登録調査機関部門 検索者のこぼれ話②（区分8：アミューズメント分野）
- P8 特許調査に関する書籍が発行されました
- P9 社員紹介
- P9 資格取得のお知らせ、編集後記、会社・事務所情報

【視点：社内改革（報酬・組織・処理の仕方・筋肉質への組織及び働き方改革・人財活用・DX・テレワーク・官庁事業部）、お客様満足度の更なる向上】

このニュースレターは、社員に対する社内報としての性格、社外に当事業体の活動をお知らせする社外報としての性格を併せ持つものです。ニュースレターの第6,7号では、当事業体の行動規範（我が信条）について概略紹介しました。

ここ数年、当事業体の全体会議（年2回開催）において、行動規範に基づいた概念的な方向性などを説明してきました。例えば、「自分の将来像が見える事業体へ」、「知財を通して社会貢献：リスクとプライドを持てる知財組織の構築」、「一流知財プロが集う偉大な知財事業体へ」といったキャッチフレーズに合わせた方針などです。

また、2020年2月以降、新型コロナ禍の影響が続いており、地球温暖化、自然災害、様々なパンデミック（感染症の流行について表現する言葉で、同一感染症が短期間に世界的に発生すること）など、今回の新型コロナ禍後も様々な環境変化や社会変化が生じるものと予想しています。

一方、今回のコロナ禍による影響で、デジタル化を始めとして、様々な社会変化が生じ（例えばテレワーク、Web会議などは一気に普及、政府はデジタル庁を創設予定等々）、当事業体は、今後生じる環境変化、社会変化に適応できるように、スピード感を持って弛みなく変革を行う決意です。

今後は今迄説明してきた当事業体の概念的な取り組みから、より具体的に且つスピード感をもって実際の業務遂行と、具体的な成果が見える形での改革の実行、外部への情報発信などを行います。当事業体への価値ある人材の参画、ぶら下り人員を除いた筋肉質な体制構築、お客様及び社員に価値ある環境を提供していきます。これは今迄の「メンバーシップ型雇用」から「ジョブ型雇用」への転換でもあります。

当事業体の取り組みとしては、従来から運用していた各種考え方・仕組みを、各種変化に合わせて大幅に改変することとしました。例えば、報酬制度（給与体系・評価体系）を「ジョブ型雇用」に合わせ変更し、当事業体の責任（お客様への責任・社員への責任・社会への責任）を明確化し、社員個人のプロ意識の醸成と成長を支援し、社会への寄与を目指し、お客様満足度をより高めるための、具体的な対応を始めました。

手順としては、組織や業務処理について、小さいところから改革を行うことを意図して、2020年5月、全社員に担



当する業務に関し、現状の事務分析を行って貰い、自らの業務内容の確認、そして業務内容の見直しなどを実施しております。社員個々人には「プロ人財」として自らの職務について明確化、現状把握を行い、現状を知つてもらうことから始めることを意味しています。例えば一例を挙げると、DX推進のため、ペーパーレスが可能な処理について、業務部では電子データ化によって紙包袋の廃止に向けた作業と、自らの貢献できる内容の特定と理解について確認しております。このペーパーレス化については、業務部の包袋だけではなく、業務改革の流れの中で、全ての部門で展開し実行することを視野において活動を始めました。既にお客様の要望に応じ電子データでの納品なども行っております。また、作業内容の見直し、業務処理の具体的な内容を検討し、RPA推進活動の迅速な実施を目指し、マクロ・アプリ開発について、アジャイル開発手法を採用し、推し進めております。

組織的には、DXの推進及びテレワークの推進のため、2020年5月に、それぞれDX推進室及びテレワーク推進室を創りました。

これら推進室、例えばDX推進室には、新規人材を採用し、迅速な推進に向け動き始め、今までの業務を見直し、前述したようにペーパーレスの推進、RPAの推進、RPAに適するように業務処理の改善・変更など、さらなる検討・対策を行っております。

テレワーク推進室では、テレワークのための就業規則変更及び届出、全社員のテレワークに関するアンケート実施、Web会議ツール研修、360度対応会議用カメラの導入、チャットツールの導入、民間側スタッフにシンクライアント端末（必要最低限の機能を備えたクライアント端末）配布など、テレワーク環境の改善に継続的に努め、登録部門においても、許容範囲でテレワークが可能となるように対策を検討中です。

また新組織として官庁事業部を再編し、登録調査機関・特定登録調査機関だけでなく、幅広いお客様を対象にした活動を、具体的に準備中です。

従前から検討していた社会貢献事業（2021年3月1日から身障者法定雇用率が2.3%に引き上げ）の「アグリ部」については、2021年4月1日から70歳までの就業機会確保が努力義務となるなどから、農業と身障者だけでなく、テレワーク・サテライト勤務などを考慮し、場所選定、仕事内容選定等の再検討をしています。これらの活動には、終期を明示した工程を作成し、掛け声だけにならないように実行します。

当事業体は組織改革・業務改革・収益源改革・働き方改革などを行い、社会環境、自然環境、経済環境の変化に適応し、お客様の要望を実現し、同時に社員への責任と社会貢献を実行できる事業体に向けて、全力で活動する所存ですので、お客様・社員をはじめ当事業体のステークホルダーの皆様には、ご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願ひ致します。

株式会社技術トランスファーサービス 代表 弁理士 秋山 敦

アセアン知財事情「模倣品の現状」

弁理士の石川勇介です。私は、2016年4月より2年間、日本貿易振興機構（ジェトロ）に出向し、ジェトロ・バンコク事務所に駐在し、アセアン諸国の知財制度に関する情報収集、日系企業の模倣品対策を中心とする知財活動の支援を主な業務として、アセアン各国を飛び回ってきました。

本号より、東南アジアでの駐在経験を通じて得られたアセアン諸国の知財情報を複数回に分けてお伝えしていくたいと思います。本号では「アセアン諸国における模倣品の現状」について解説します。



(1) アセアン諸国の経済成長はめざましい一方で、経済成長に伴い模倣品^{※1}の流通量も増加しており、日本企業が対応を迫られる場面が増加しています^{※2}（図1ご参照）。

アセアン諸国は東南アジア10カ国からなる経済等の地域協力機構ですが、国ごとに知財制度が異なり、模倣品対策も一筋縄ではいきません。特に、中国を発信源とする模倣品が、主に陸路を通じてメコン地域（タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー）に流入する事例が多く、一度流入した模倣品はアセアン域内で比較的自由に移動できることから、横断的な対応を迫られることがあり、対策をより難しくしています。

特にタイは、「アジアのコピーランド」と言われ、地形的にアセアン諸国との

中心に位置する国でもあることから、タイ国内だけでなく、タイから他のアセアン国へ流出してしまいます。



図1：模倣品の時計やバイク、海賊版の映画DVD

※1：「模倣品」とは、商標権・意匠権侵害品などを意味し、最近では特許権を侵害する製品についても、技術模倣品として模倣品の範疇に含められる。「海賊版」とは、音楽、映画、コンピュータ・ソフトなどの著作権を侵害する商品を意味し、模倣品、海賊版を総称して「知的財産権侵害品」とも言う。アセアンにおいて模倣品と言えば、「商標権侵害品」が圧倒的大半を占めている。

※2：アセアンでは、衣類、時計、バッグ、化粧品、電子部品、自動車部品など様々な模倣品が広く出回っている。

(2) 図2は、タイの模倣品の流入ルートを示しています。

模倣品の流入ルートは、①「陸路・他国」経由、②「海路」経由、③「空路」経由がありますが、①「陸路・他国」経由が圧倒的に多く、アセアン各国の税関職員によると、『メコン地域においては総じて陸路を通じた模倣品・海賊版の流入・流出が多いものの、水際で差し止めが難しい』との見解を述べています。

模倣品対策として「税関差し止め」は非常に有効な手段と言えるものの、上記のような陸路を通じた模倣品・海賊版の水際差し止めが機能しない理由として、理由①「模倣品・海賊版はX線装置では判定不可能であって実際に開梱してみないと分からない」、理由②「麻薬、武器などを差し止めるプライオリティのほうが高い」、理由③「正規の国境付近に密輸ポイントがあり、模倣品・海賊版は同密輸ポイントを通じて流入・流出してしまう」、との見解も述べていました。

特に、理由①について補足しますと、実際に書類審査及び検査対象となるレッドチャネルの割合は全体の10～20%程度であって、残りはイエローチャネル（書類審査のみ）又はグリーンチャネルとなって検査対象とはなりません。そして、検査対象として開梱した場合であっても、「真贋判定の情報」が地方の現場職員まで行き届いていない現状があります。加えて、現場レベルでは税関職員が生活費を貯うために輸入業者から賄賂を受け取ることや、自ら賄賂を要求して通関を受け入れることも起きています。

そのような現状ではありますが、①ジェトロや現地法律事務所を通じて税関職員向けに正規品と模倣品を見分けるための「真贋判定セミナー」を行うこと、②「真贋判定の情報」（貨物の輸入ルート、輸出・輸入者情報等のホワイトリスト、ブラックリスト）を提供すること^{※3}、③知的財産権侵害品の「事前登録制度」を利用すること^{※4}等の地道な活動によって、日本企業による水際差し止めの実績は徐々に増えてきています。

※3：「真贋判定情報」：国内の主要な港、空港あるいは陸上国境において自動通関システムが導入されている場合には、上記ホワイトリスト・ブラックリストの情報を提供することが有効な手段となる。当該情報に基づいて輸入業者が申告した貨物情報が自動通関システムのクライテリア（基準）に引っ掛か



①陸路・他国経由

- ・中国からベトナム、ラオスを経て、タイ（ウボンラチャタニ県）へ流入するルート
- ・中国からミャンマーを経て、タイ（チエンライ県）へ流入するルート
- ・中国からラオス、タイへ流入するルート

②海路

- ・中国からバンコク、パッタヤー等へ流入するルート

図2：タイの模倣品の流入ルート

ると、全てレッドチャネルに振り分けられ、開梱検査が行われる。

※4：「税関の事前登録制度」：アセアン諸国では、輸出入法・関税法等によって不正に複製し又は模倣した商標を付した商品及び著作権を侵害する海賊版等の輸入、輸出、通過に対し保護を与えている。さらにタイ、インドネシア、ベトナム、フィリピンでは、自己の知的財産権（商標権）を税関に事前登録することができる。税関は、事前登録された商標権を侵害する商品を監視し、疑義の生じた貨物を検査に来るよう知的財産権者又はその法定代理人に通知する。

(3) 図3は、中国及びメコン地域を結ぶ「国際幹線道路」のルートを示しています。

現在、メコン地域において「国際幹線道路」の開発計画が進んでおり、①「東西経済回廊」や②「南北経済回廊」、③「南部経済回廊」を通じた物量の増加が期待されています。一方で、上述したように陸路を通じた模倣品、海賊版の流入・流出も増えてしまうのではないかと懸念されています。



図3：メコン地域の模倣品のルート

①「東西経済回廊」

～ベトナムの「ダナン港」から
ミャンマーの「モウラミヤイン港」、「ヤンゴン」を結ぶ～

②「南北経済回廊」

～中国の「昆明」と、タイの「バンコク」と、
ベトナムの「ハノイ（ハイフォン港）」を結ぶ～

③「南部経済回廊」

～タイの「バンコク」と、ベトナムの「ホーチミン（ブンタウ港）」と、
ミャンマーの「ダウェー港」を結ぶ～

そこで、私は、ジェトロ・バンコク駐在中にメコン地域を結ぶ「東西経済回廊」及び「南部経済回廊」を横断し、陸上国境における「税関による実際の貨物検査の状況調査」に加えて、「国境付近にあるとされる密輸ポイント」を探ってみるべく、2018年2月-3月に国境視察を実施しました。次号は、国際幹線道路において重要な拠点となる「国境都市」と「模倣品マーケット」の実態を、写真と共にご報告したいと思います。

(4) なお、近年では、アセアン諸国でのインターネットの普及に伴って「オンライン上の模倣品被害」が増えてきており、その利便性とアクセスのし易さから、購入方法をオフライン市場からオンライン電子商取引プラットフォームに移行する消費者が増えています。「インターネット上の模倣品対策」についても、改めて解説していきたいと思います。

「アセアンで権利を取得したい」、「アセアンで模倣品が出回っているようだ」などのアセアン知財に関連した問題が発生した場合には、何かとお役に立てるかと思いますので、是非、ご相談ください。

秋山国際特許商標事務所 弁理士 石川勇介

ご参考情報：

- 1) ジェトロ・バンコク知的財産部による取り組み（「パテント」日本弁理士会、2018.6）
- 2) ASEAN 諸国における模倣品対策（「パテント」日本弁理士会、2016.9）
- 3) タイにおける模倣品流通実態調査（ジェトロ、2020.3）
- 4) ASEAN 主要国の税関における知財関連法規・運用実態に関する調査（ジェトロ、2018.4）
- 5) インドネシアの模倣品対策に関する調査（ジェトロ、2016.8）
- 6) ベトナムにおける模倣品・知財権侵害物品の流通に関する調査（ジェトロ、2015.3）
- 7) ASEAN における模倣品及び海賊版の消費・流通実態調査（ジェトロ、2014.3）

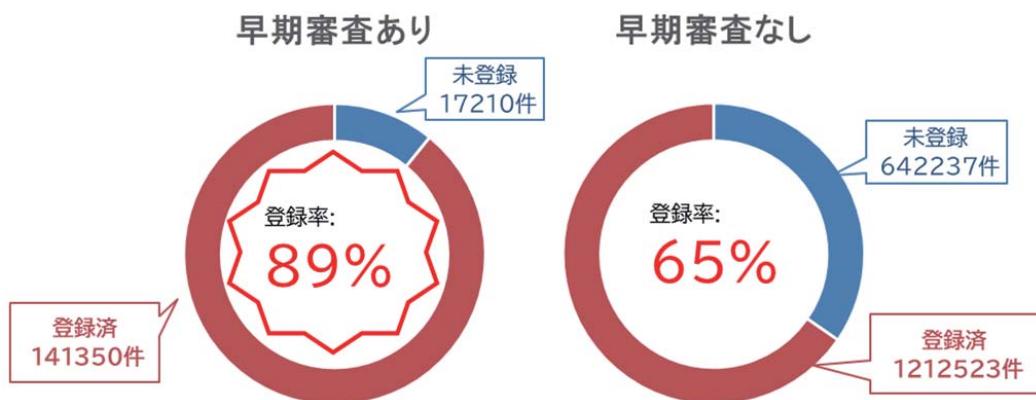
出願等に関するお問い合わせは、秋山国際特許商標事務所 03-5574-7055 までお願い致します。

早期審査を利用した特許出願の登録率

最近、特許調査をしていると早期審査を利用した特許の登録公報をよく見かけます。早期審査を利用した特許は、公開公報よりも早く登録公報が発行され、権利範囲も広いケースが多く見られます。そこで、早期審査を利用した場合、特許出願の登録率、公開公報よりも登録公報が先に発行される割合を調査してみました。

(1) 早期審査を利用した特許出願の登録率

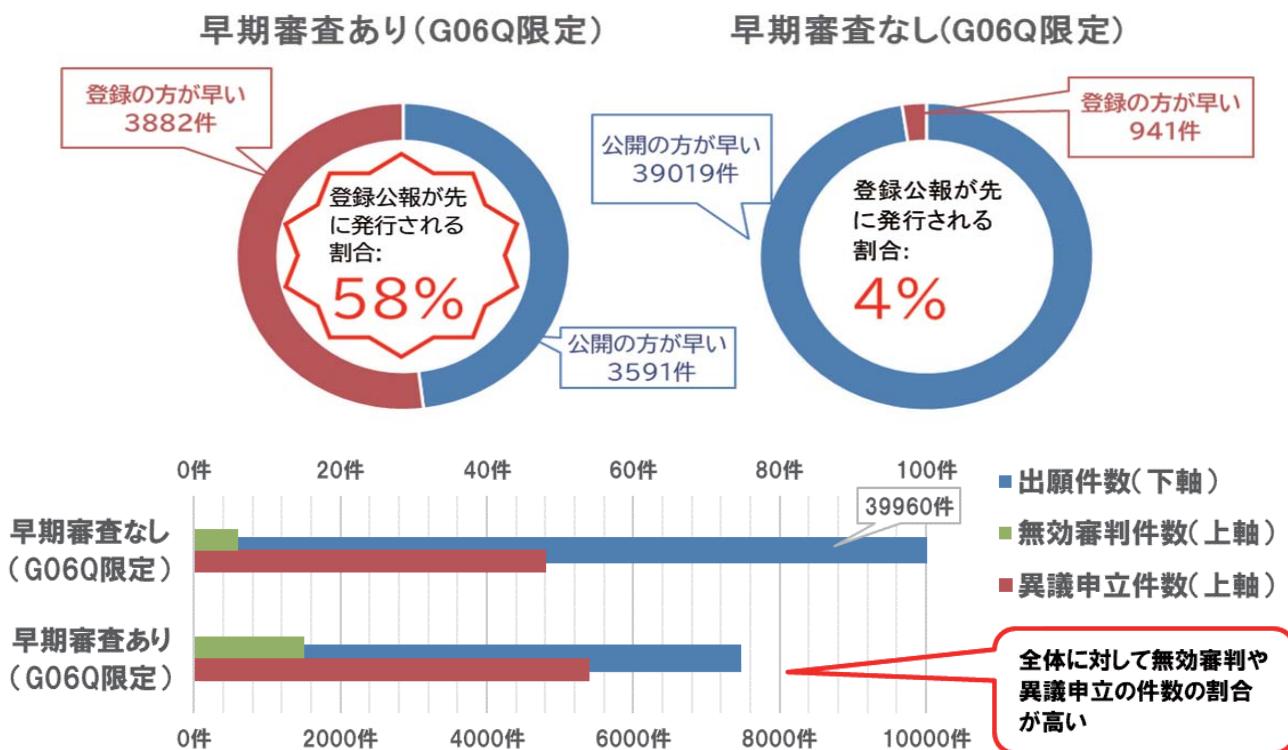
2010 年以降の特許出願で審査請求しているものの中で、早期審査しているものとしていないものに分けて、現在までに登録公報が発行されている出願の割合を調べました。



早期審査を利用した特許出願は、驚異的な割合で登録になっています。

(2) 公開公報よりも登録公報が先に発行される割合 (G06Q の分野に限定)

2010 年以降の特許出願で審査請求しているものの中で、早期審査しているものとしていないものに分けて、公開公報よりも登録公報が先に発行されている割合を調べました。全体の件数を分析するのは件数が多いため、早期審査が活発に利用されている分野であるビジネスモデルなどの分野 (G06Q) に限定して調査しました。



公開公報よりも先に登録公報が発行される場合、情報提供はされずに、権利回避の準備期間も無いまま急に強力な権利が目の前に現れることがあるため、競合相手にとってはやっかいな特許となり得ます。

実際に、「早期審査あり」の出願と「早期審査なし」の出願では 3 万件以上の件数の差があるものの、異議申立件数は、

「早期審査あり」が 54 件、「早期審査なし」が 48 件であり、無効審判の件数は、「早期審査あり」が 15 件、「早期審査なし」が 6 件となっており、早期審査を利用している出願の方が競合相手にとって懸念材料となっている割合が高いと言えます。積極的に早期審査を利用している出願人もそういった効果も狙って出願していると考えられ、今後ますます利用する出願人が増えていくかもしれません。

実施関連出願、外国関連出願、中小企業、個人、大学、公的研究機関等の出願などの条件はありますが、出願を検討している方は早期審査を利用するのも、今後の重要な特許戦略の一つであると思います。

特許調査に関するお問い合わせは、株式会社技術トランクアーサービス 03-5574-7051 までお願い致します。

登録調査機関部門 検索者のこぼれ話①（区分15：搬送分野）

区分 15 (搬送) は、エレベーター・クレーン・コンベヤ・コネクタ・スイッチ等の技術を取り扱っています。今回は私が担当しているエレベーターについてのお話です。

先日、渋谷に新しくできた高層ビル・渋谷スクランブルスクエアに行きました。この渋谷スクランブルスクエアは高さが 230m あり、屋上展望台 SHIBUYA SKY からの都心の景色はアークヒルズ (150m) でさえも眼下に見え、その高さに感激しました。(なお当社大阪オフィスのあるグランフロント大阪は 180m)。

ところが世界に目を向けて見ると、ビルの高層化ははるかに進んでいて、近年では高さ 1,000m に迫るビルが建設されるようになっています。ちなみに、現在の高さ世界一はブルジュ・ハリファ (ドバイ : 828m)、日本一はあべのハルカス (大阪 : 300m) です。

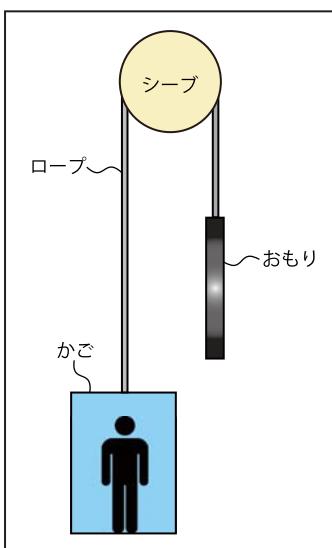
これら超高層ビルにとって、エレベーターはなくてはならない存在ですが、これまでエレベーターにはビルの高層化に伴って乗り越えなくてはならない大きな課題が 2 つありました。しかし、それらも最新の技術により解決されつつあります。

課題 1：高さ

従来、エレベーターを取り付けることのできる高さの限界は 600m と言われてきました。その理由は、エレベーターが「つるべ式」という仕組みで動いているためです。

エレベーターは、自動車のように自走しているわけではありません。「つるべ式」では、まずビルの最上部に設けられたシープに、人が乗るかご及びかごと同程度の重さのおもりをロープにより吊り下げます(右図)。このロープが掛けられたシープを巨大なモーターで回転し、かごを上下に動かします。

通常、このロープは鋼鉄製です。そのため、ビ



ルが高くなりロープが長くなっていくと、ロープ自体の重さも大きくなり無視できなくなります。ビルの高さが 600m ともなるとロープは 600m=10t にもなってしまい、重すぎてエレベーターを動かすことができません。

しかし、冒頭に紹介したブルジュ・ハリファ (828m) では、途中階でエレベーターを乗り換える「スカイロビー方式」を採用することによってこの問題を解決しています。

さらに、現在建設中のジッダ・タワー (サウジアラビア) は完成すると 1,008m の世界一高いビルになりますが、このジッダ・タワーでは、エレベーターメーカーにより開発された炭素繊維製の軽量・高強度なウルトラロープを用い、高さ 1,000m を直通できるエレベーターが可能となるそうです。

課題 2：速度

ビルが高くなれば自ずと上方のフロアへいく時間もかかるようになります。高層階への移動で時間がかかるないようにするためににはエレベーターの速度を上げればよいのですが、エレベーターの速度が速くなりすぎると、気圧による耳詰り・揺れによる酔い等の問題が起ってしまいます。そのため、現在ほとんどのエレベーターは 600m/min=36km/h 以下の速さに抑えられています(ちなみに横浜ランドマークタワーは 750m/min=45km/h で、これは完成から 27 年たった今でも日本一の速度です！(世界 4 位。世界 1 位は中国上海中心の 1,230m/min=74km/h))

近年ではこれらの問題も、気圧調整システムやローラーガイドに関する技術開発が進み解決され始めています。さらには、リニアモーターを使った磁気浮上推進 (= 自走式) の技術も開発されており、速度の問題とともに高さ (ロープ) の問題も解決されてしまうかもしれません。

このようにテクニカルでワクワクする話が尽きない分野ですが、実際の検索業務はというと「ペットのリードのドア挟み対策」や「緊急時のかご内トイレ」など身近に感じる発明も多々あり、日々楽しく検索業務に取り組んでいます。

登録調査機関部門 検索者こぼれ話②（区分8：アミューズメント分野）

2020年は新型ウイルスの影響で、テレワーク推進など、働き方も含めて社会的に情勢が大きく変化した年でした。当社は様々な年齢層の社員が在籍し、幼少期から大人にかけて夢中になったことも大きく異なると思います。区分8が取り扱う分野は幅広く、パチンコ、スロット等の遊技機からスポーツ用品、文具、玩具、教習、ゲーム、事務用品に至るまで、年齢を問わず我々が普段から仕事や趣味で身近に使っているものに関する技術分野です。小さい頃から常に新しい技術、楽しいものに当たり前のように触れていたものも、陰で支えていたのが特許技術なのだと改めて感じます。

検索者の中には各分野のエキスパートの方が多く、個別の分野については次回以降の執筆者にもお願ひしたいと思います。

ゲームと言えば私は大学時代に将棋部に所属していました。入部当初はアマ四段でしたが、部には推薦枠で入った元奨励会員（プロ棋士の卵）や全国レベルの高段者も多く、それまでが井の中の蛙でした。しかしその環境のおかげで私も実力を付けることができ、その時に出会った部員とは今でも社団戦というアマチュア団体戦の大会で共に出場しています。ただ今年は新型ウイルスの影響で、私の所属する大学OBチームは初めて参加見送りとなりました。

私の家の近くにも奨励会員が集う道場があり、彼らと対局する機会も多いのですが、AI世代の若い方は、既存の常識に捉われない手を指してきます。従来の感覚である「この手は感触が悪い、形が悪い、棋理にかなっていない」つまりこの手だけはないだろうという手を平然と指してきます。その瞬間はありがたいと感じつつも、手が進んでみるとあれよあれよと形勢が傾いていく。これもAI世代の特徴なのでしょう。

私が学生の時の将棋ソフト（1990～2000年代前半）は、家庭用ゲーム機から家庭用パソコンが普及し始めた頃で、ハードの進化に比例する形で徐々に強くなっていました。当時は上級者向けに多面指しモードもあり、特許出願もされています。一方で将棋ソフトの実力はアマ二～三段程度で、力戦に持ち込めば人間側が負ることはなく、頭打ちの状態が続いていました。

しかし、2005年に革新的なソフトが現れました。それが「Bonanza」で、全幅探索と評価関数の改善により、渡辺明竜王（当時）に対して勝利まであと一歩の所まで迫り善戦したのです。この「Bonanzaメソッド」が基礎となりあらゆる将棋ソフトに応用され、2000年代後半にはアマチュアは全く勝てなくなり、2010年代にはプロを超し、今こうやって原稿を書いている間もAIは自己対

局を続けて強くなっている訳です。現在のAIはもはや戦う相手ではなく、プロ棋士においても研究や事後解析の欠かせないツールとなっています。

一方でまだプロ棋士とAIが拮抗していた7年前の電王戦（コンピュータとプロ棋士の5番勝負企画）第3局で、プロ棋士が必勝の局面からAIが脅威の粘りで大逆転勝ちを収めた時に、当時将棋連盟会長の谷川浩司九段が「精神力の重要性をコンピュータに教わるとは思ってもいなかった」と語りました。人間は一連の流れの中で手を読み進めるので、流れがおかしくなると冷静に捉えればまだ優勢の局面でも崩れていくことがあります、常にある局面を「まっさら（というと人間臭いですが）」捉える、先入観が全くないコンピュータ。当たり前といえばそれまでですが、人間にはなかなかそれができない。AIから当時教えられたことは、単に将棋の技術的な侧面だけではないのです。

一方で、人間とAIには共通していることもあると思います。それは技術向上過程における「基礎の大切さ」です。当社では業務遂行における「守・破・離」のステップの大切さを社員に教えられています。ここでいう「守」が基礎であり、これなくして「破・離」は成り立ちません。AIでいう「基礎」とは、ハードの急速な進化もありますが、深層学習における評価関数の正確な計算、このベースが確立されてから強さが飛躍的に進化し、優れた共通のプログラムを使用して各開発者が個性を出して凌ぎ合っています。「基礎」なくして上達や革新はないこと、これはどの分野でも、あらゆる業種でも例外は無いのではないでしょうか。

大分話が拡大してしまいましたが、当社には各技術分野でそれぞれに精通した社員が多数おり、その社員から知恵を享受して、様々な知識を吸収できる環境も整っています。日常の業務の中で常に新しい発見がある、そして発見に努める、そんなことを考えながら業務に勤しみ、日々仕事に邁進する毎日です。



特許調査に関する書籍が発行されました

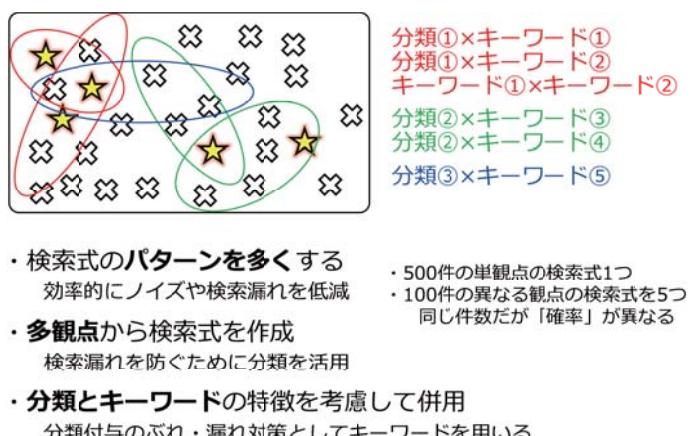
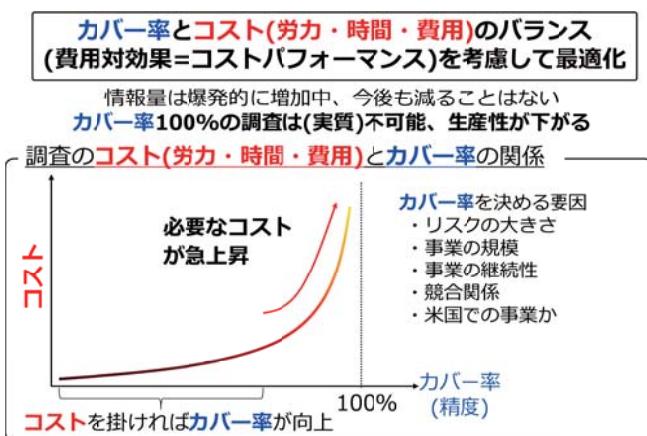
当事業体弁理士・博士（理学）角渕由英が執筆しました「侵害予防調査と無効資料調査のノウハウ～特許調査のセオリー～」が一般財団法人経済産業調査会より、発行されました。

どう探すのか（How）ではなく、なぜ調査を行うのか（Why）、調査によって解決しようとする問題の本質は何であり、課題を解決するために何を探すのか（What）、人間が想定力を發揮して考えて仮説検証を繰り返すことが重要です。

本書は、出願権利化等の弁理士業務に加え、法的知見を活かして知財に関する調査も多く扱っている著者の豊富な経験を踏まえ、検索テクニック（戦術、タクティクス）に留まることなく、特許調査の基本となるセオリー（第1章）を中心とし、侵害予防調査（第2章）と無効資料調査（第3章）のノウハウ・考え方を的確に解説しております。

戦術としての検索テクニックやデータベースの使い方を一通り身につけたが、調査スキルが伸び悩んでいる方や調査設計・調査戦略をどのように立案すればよいか悩んでいる方など特許調査に携わる全ての方々の必読書となっております。

サーチャー出身の角渕弁理士が、調査の考え方や役立つ調査のアウトプットについて追及し続け、著した本書です。日々の実務を通じて得た知見を広め、少しでも我が国の産業競争力の向上に寄与できれば幸いです。



＜主要目次＞

第1章 特許調査のセオリー

1. 特許調査の必要性
2. 調査戦略がすべて
3. 特許調査の6W2H
4. 解決すべき課題・調査目的の明確化
5. 費用対効果の最適化
6. 検索式の基本・再現率と適合率
7. 考える調査
8. 調査対象の本質の正確な理解
9. 予備検索の重要性と本検索への拡張
10. 効率的かつ漏れのない検索式
11. 特許調査における仮説思考
12. 公報の読み方
13. 近傍検索
14. 特許調査のPDCAサイクル

第2章 侵害予防調査

1. 侵害予防調査とは
2. 侵害のリスク
3. 侵害予防調査の課題・目的と6W2H
4. 侵害予防調査が難しい理由
5. 侵害予防調査の考え方
6. 侵害予防調査のポイント
7. 仮想事例：機能性表示食品
8. 構成要件の充足性と均等論
9. 古い技術を調査して代替
10. 意匠権もチェック
11. 属地主義と効率的なグローバル調査

第3章 無効資料調査

1. 無効資料調査とは
2. 無効資料調査の課題・目的と6W2H
3. 無効資料調査の考え方
4. 無効資料はどこにあるのか
5. 製品による公然実施
6. イ号を探す
7. 進歩性を意識した調査
8. 課題を探す
9. 技術常識・周知技術を探す
10. 数値限定発明
11. 用途発明

社員紹介

■プロフィール

名前：N.A.

入社：2005年6月

■担当業務：登録調査機関 区分 25（有機化学）の指導者をしています。

区分 25 には、有機化学・応用化学に関する沢山の技術テーマがあります。その中で、肥料・土壌改良剤、研磨・摩擦剤、燃料、塗料、シーリング剤、洗浄剤の検索も担当しています。慣れるのに時間を要する事もありますが、多岐に渡る技術を知る事ができて、楽しみでもあります。

納品先である審査官から、ありがとうと言って頂ける納品を心掛けています。

■肥料にまつわる思い出

私の検索担当の一つの肥料分野では、リン酸、窒素、カリウム等の無機物を含む化成肥料や、廃棄植物・食物等の有機物を原料とした堆肥等の土壌改良剤を扱います。

私の実家は、20 年程前まで乳牛を飼育する酪農も営む兼業農家でしたので、私には農作物に使う化成肥料も身近な存在でした。また、落ち葉、藁、糞穀や、乳牛さん達の排泄物を、ビニルハウス内で発酵・乾燥させた『自家製堆肥』を作り、畑の栄養源として利用していました。

小学生の頃、私は理科の授業でホウセンカを育てる為、土を学校へ持って行くことになりました。『良

く育つよ』という親の勧めもあり、前述の堆肥をたっぷりと混ぜた土を学校へ持参し、ホウセンカの種を植えて育て始めました。親の言うとおり、私のホウセンカはスクスクメキメキと成長し、太い茎の届強なホウセンカに仕上りました。クラスメイトのホウセンカと比べると、明らかに『土に何か入れましたね?』という感じが否めない...。

あの時はちょっとやり過ぎてしまったかなと思いつつ、堆肥パワーは凄いなど子供心に感心した、肥料にまつわる思い出です。

■最近嬉しかった出来事

植物の話題が続きますが、ミラクルフルーツという果実をご存知ですか？

実自体に甘さはほぼ無く、食べると果実に含まれるミラクリンという成分が舌の味蕾に結合し、次に食べた苦味や酸味のある食べ物を甘く感じさせるという果実です。私も是非その実を食べてみたいと思い、苗から栽培開始。早く実がならないかなと待ち続ける事、、、10年。今夏初めて、沢山の小さな白い花が咲き、一粒だけ結実しました。喜んで実を食べてみると、9割が種で可食部分は僅か。味はほんのり甘かったです。実を食べた後にレモン汁大さじ一杯を飲んでみると、驚く事に、甘くて美味しいレモンジュースの様な味がしました。

来年はもっと収穫量が増えるように、肥料の検討をしたいです。

資格取得のお知らせ

資格名称：『AIPE 認定 知的財産アナリスト（特許）』

取 得 者：株式会社技術トランスターサービス

社員 1 名（登録調査機関部門検索者）

認 定 日：2020 年 10 月 28 日

編集後記

ニュースレター第 8 号いかがでしたでしょうか。今回はアセアソの知財に関するニュースや早期審査を利用した特許出願の登録率、書籍発行についてなどをお届けしました。執筆や編集にご協力頂いた皆様にこの場をお借りして御礼申し上げます。

今年もそろそろ寒くなって参りました。新型コロナウイルスだけでなく、インフルエンザにも注意が必要な時期ですね。うがい・手洗い・三密の回避など、引き続き頑張って行きましょう！

編集委員一同

会社・事務所情報

 株式会社技術トランスターサービス
秋山国際特許商標事務所

□東京 〒107-6033 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 31 階・33 階 私書箱 575 号

□大阪 〒530-0011 大阪府大阪市北区大深町 3-1 グランフロント大阪 タワー B 11 階

株式会社技術トランスターサービス：TEL 03-5574-7051（代表）

秋山国際特許商標事務所：TEL 03-5574-7055（代表）

URL <https://www.tectra.jp/>

